

神松支掲示第1号

今治港、菊間港及び宮崎港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならぬ場所について

関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項の規定に基づき、今治港、菊間港及び宮崎港において、本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならぬ場所を次のように指定し、同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

なお、神今支掲示第1号（平成25年2月21日）は廃止する。

令和5年5月30日

松山税関支署長 岡田 周造

第1 旅客、船員及びその他の交通者

1. 今治港

外 国 往 来 船	交 通 経 由 場 所
今治港内停泊船	第1桟橋及び天保山物揚場。
第2桟橋、天保山物揚場、蔵敷岸壁第1、第2及び第3の維けい船	各維けい桟橋及び岸壁。
蔵敷岸壁第4、富田岸壁第1及び第2の維けい船	今治港港湾管理者が蔵敷岸壁第4、富田岸壁第1及び第2に維けい中の本船と交通すべき場所として設置した出入口。

2. 菊間港

外 国 往 来 船	交 通 経 由 場 所
太陽石油(株)四国事業所桟橋、ドルフィンバース及びシーバース維けい船	愛媛県営佐古浮桟橋 通船発着場。 ただし、太陽石油(株)四国事業所に係る業務関係者については同所桟橋、ドルフィンバースを含む。

3. 宮崎港

外 国 往 来 船	交 通 経 由 場 所
波方ターミナル(株)桟橋維けい船	波方ターミナル(株) 正門。

第2 貨物の積卸を行う場合の経由場所

1. 今治港

- (1) 第1桟橋、第2桟橋及び天保山物揚場。ただし、船用品、携帯品及び託送品に限る。
- (2) 蔵敷岸壁第1、第2、第3及び第4。
- (3) 富田岸壁第1及び第2。

2. 菊間港

- (1) 太陽石油(株)四国事業所桟橋、ドルフィンバース及びシーバース。ただし、当該保税地域（他所蔵置場所を含む。）に出し入れされる貨物に限る。
- (2) 愛媛県営佐古浮桟橋 通船発着場。ただし、船用品、携帯品及び託送品に限る。

3. 宮崎港

- (1) 波方ターミナル(株)主受入バース、N0.1バースからN0.6バース。